(目的)

第1条 この要綱は、山口市下水道用マンホール蓋の表面デザイン(以下「デザイン」という。)を使用するときの取扱いについて必要な事項を定めることにより、デザインの適正な利用を図り、下水道のイメージ向上に寄与することを目的とする。

(デザインの定義)

第2条 この要綱の対象とするデザインは、別に定める。

(デザインの使用承諾)

- 第3条 デザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ山口市 下水道用マンホール蓋デザイン使用承諾申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、山口 市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に提出し、その承諾を得なければなら ない。承諾を得た事項を変更しようとするときも同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による申請を省略することができる。この場合においてデザインを使用しようとする者は、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。
 - (1) 市の機関が使用するとき。
 - (2) 国や地方公共団体、又は公共的団体が公共目的で使用するとき。
 - (3) 報道機関等が報道又は広報の目的で使用するとき。
 - (4) 個人が非営利の目的で情報発信をするために利用するとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に認めるとき。
- 3 管理者は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承諾をしない。
 - (1) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあるとき。
 - (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又はそのおそれがあるとき。
 - (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動目的で使用し、又はそのおそれがあるとき。
 - (4) 自己の商標や意匠とする等、独占的に使用し、又はそのおそれがあるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者がデザインの使用を不適当と認めたとき。
- 4 管理者は、第1項の規定に係る審査の結果について、承諾をするときは山口市下水道用マンホール蓋デザイン使用承諾通知書(様式第2号)により、承諾をしないときは山口市下水道用マンホール蓋デザイン使用不承諾通知書(様式第3号)により申請者に通知する。
- 5 管理者は、必要があるときは前項の規定による使用承諾に条件を付すことができる。
- 6 デザインの使用期間は、原則として1年以内とする。

(使用上の遵守事項)

- 第4条 デザインの使用承諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、デザインの使用に 当たって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 承諾を得た用途のみにデザインを使用すること。
 - (2) 許可なくデザインの改変を行わないこと。

(3) デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(使用料)

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

(物品等の提出)

第6条 使用者は、デザインを利用して物品、商品又は製作物等(以下「物品」という。) を製作したときは、遅滞なく山口市下水道用マンホール蓋デザイン使用実績報告書(様式 第4号)及びその物品を1部提出しなければならない。ただし、物品の提出が困難である ときは、その形状が分かる写真の提出をもって、物品の提出に代えることができる。

(承諾の取消し等)

- 第7条 管理者は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用承諾を取り消し、山口市下水道用マンホール蓋デザイン使用承諾取消通知書(様式第5号)により通知する。
 - (1) 第4条の規定を遵守しなかったとき。
 - (2) 第3条第5項の規定によるデザインの使用承諾に付した条件に違反したとき。
 - (3) 偽りその他不正な手段により使用承諾を受けたことが判明したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、使用の継続が不適当であると管理者が判断したとき。
- 2 管理者は、前項の規定により承諾が取り消された者に対し、当該承諾の取消しに係る物 品等の回収を求めることができる。

(責任の制限)

- 第8条 次に掲げるものについて、本市は一切の責任を負わない。
 - (1) 前条の規定による承諾の取消し及び物品等の回収並びにデザインの使用に関し使用者に生じた損害又は損失
 - (2) 使用者が、デザインの使用によって第三者に対して与えた損害又は損失 (権利設定の禁止)
- 第9条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は 登録してはならない。

(第三者に対する承諾)

第10条 管理者は、使用者に係る製作物と同一又は類似の物品について、使用者以外の者から申請があったときは、その承諾をすることができ、使用者は、管理者に対してその承諾について異議を申し立てることができない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、デザインを使用するときの取扱いに関し必要な 事項は、管理者が別に定める。

附則

この要綱は、令和6年12月10日から施行する。

(宛先) 山口市上下水道事業管理者

山口市下水道用マンホール蓋デザイン使用承諾申請書 (新規・変更)

山口市下水道用マンホール蓋の表面デザインを使用したいので、次のとおり関係書類を 添えて申請します。

| 使用目的 | |
|------|----------------------|
| 使用する | |
| デザイン | |
| 使用方法 | |
| 使用地域 | |
| 製作数量 | |
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| | 部署 |
| 担当者の | 氏名 |
| 連絡先 | 電話番号 |
| | メールアドレス |
| | 企画書等、使用内容の分かるもの |
| 添付資料 | 申請者の概要書(パンフレットなど) |
| | 変更の場合は変更前後の内容が分かる資料 |
| 承諾番号 | (変更の場合記入) 年 月 日付 第 号 |
| 備考 | |

様

山口市上下水道事業管理者

山口市下水道用マンホール蓋デザイン使用承諾通知書

年 月 日付で申請のありました山口市下水道用マンホール蓋デザインの使用について、下記のとおり承諾します。

| 使用デザイン | | | | | | |
|-----------------------|---|---|-----|---|---|-----|
| 使 用 目 的 | | | | | | |
| 承 諾 す る 使 用 期 間 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 使用承諾 に 当たっての条 件 | | | | | | |
| 備考 | | | | | | |

様

山口市上下水道事業管理者

山口市下水道用マンホール蓋デザイン使用不承諾通知書

年 月 日付で申請のありました山口市下水道用マンホール蓋デザインの使用承諾について、下記の理由により不承諾とします。

| 使用を希望した | | | | | | | | | |
|------------|-------|------------|-----------|---|---|-------|---|---|-----|
| デ | ザ | イ | ン | | | | | | |
| | -1.17 | | , | | | | | | |
| | | L | た | | | | | | |
| 使 | 用 | 目 | 的 | | | | | | |
| 希 | 望 | し | た | 左 | П | 5 & E | Æ | П | ロナベ |
| 使 | 用 | 期 | 間 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 不 7 | 承 諾 | の 担 | 担由 | | | | | | |
| 備 | | | 考 | | | | | | |

(宛先) 山口市上下水道事業管理者

山口市下水道用マンホール蓋デザイン使用実績報告書

山口市下水道用マンホール蓋の表面デザインの使用実績について次のとおり報告します。 記

| 承諾番号 | 年 | 月 | 日付 | 第 | 号 |
|---------|----------------------------|-------|---------|------|---|
| 使用目的 | | | | | |
| 物品名等 | | | | | |
| 製作数量 | | | | | |
| 担当者の連絡先 | 部署 氏名 電話番号 メールアドレ | ス | | | |
| 添付資料 | 完成品 (提出が困難で | ゔあるとき | は形状の分かん | る写真) | |
| 備考 | | | | | |

様

山口市上下水道事業管理者

山口市下水道用マンホール蓋デザイン使用承諾取消通知書

年 月 日付 第 号により承諾した山口市下水道用マンホール蓋デザインの使用承諾について、下記の理由により取消します。

| 承使 | 諾用 | し 目 | た 的 | | | | | | |
|----|------------|--------|--------|---|---|-----|---|---|-----|
| 承使 | 諾用 | し 期 | た 間 | 年 | 月 | 日から | 年 | 月 | 日まで |
| 上記 | 己承訓 | 若取消 | 肖し | | | | | | |
| 0 | 1 3 | | 由 | | | | | | |
| 指 | 示事 | 事項 | 等 | | | | | | |